

The guardians of Rights

CHIKUSHI
LawOffice

2005
新春

NEW
FACE

新人弁護士・田中謙二
33歳。
情熱をもつて
仕事にのぞみます。



Kenji Tanaka

Profile

- 出身大学……一橋大学
- 血液型……B型
- 好きな本……「ローマ人の物語」
- 趣味……ゴルフ

新人弁護士の田中謙二です。平成16年10月より、ちくし法律事務所の一員となりました。筑紫野地域の皆さまをはじめといたしまして、多くの方々のお力になりたいと願っております。微力ではございますが、情熱をもって仕事にのぞみますので、何かございましたらお気軽にお声をおかけください。

私のプロフィールを申し上げますと、福岡市生まれの33歳、中学・高校と久留米に通い、大学時代は東京で過ごしました。大学での専攻は民事訴訟法です。

その後、福岡に戻り、高校中退生や不登校児童を対象とした学校（サポート校と呼ばれる会社組織）を開設いたしました。もともと子供の相手は得意だった上に、司法試験にかなりの回数落ちましたので、「自分なら挫折しかかかっている子供の気持ちもわかるはず」と勝手に思い込み、このような学校を開くことにしたのです。スタッフ8名の小さな会社で資金繰りにも大変苦労したのですが、会社運営の難しさや子供たちを取り巻く問題の根深さなど、多くのことを学ぶことができ、本当によい経験をしたと思います。会社は、私の司法研修所入所にもなっており、経営者が変わりましたが、今もちゃんと続いていて多くの子供たちが集まっています。私のものにも、時々、生徒たちから「大学に受かったよ」「就職が決まったよ」といった連絡が届きます。彼らとの交流が、さしあたっての私の最高の「癒し」です。

話は変わりますが、平成16年12月中国残留孤児福岡訴訟が提訴となり、私も弁護団の末席に加えていただきました。苦勞に苦勞を重ねやつとの思いで日本に帰国された残留孤児の方々に対し、現在まで国は必要な支援をおこなっていません。孤児の方々が祖国であるこの国で今後安心して暮らしていけるよう、国に対し、十分な施策を強く強く求めていきます。私もこれから、この問題をより深く考え、より広く市民の方々に訴えていきたいと思っています。皆さま、ご支援のほどよろしくお願いたします。

NEW YEAR VERSION

諫早湾干拓事業差止決定と 有明海再生へ向けて

諫早湾干拓事業差止決定と有明海再生へ向けて
今回は「よみがえれ！有明海訴訟」の第1次訴訟からの原告で有明漁民の会の事務局長をされています大川漁協の古賀雅敏さんからお話をお聞きしました。
弁護士 吉野隆二郎



平成16年8月26日 佐賀地裁前

吉野 諫早湾干拓事業の反対運動にかかり始めたのはいつごろでどのようなきっかけからですか。
古賀 平成12年にノリの大不作になり、平成13年1月1日に海上デモを行ったときに、潮受け堤防の排水門前の海のアマリの汚さに衝撃を受け、これまで何となくノリの色落ちが早くなってきたと思うようになったのは、これが原因なのだと考えるようになりました。そして、同年4月に有明漁民の会を立ち上げ、私はその事務局長になり、現在まで反対運動を続けております。

吉野 よみがえれ！有明海訴訟には訴訟時から原告として参加されておられますが、そのきっかけはどこにあったのですか。
古賀 平成12年のノリの大不作の後、漁業者の実力行使などもあって何とか平成14年8月まで工事を中断させていたのですが、正直漁業者は実力行使することに疲れ果てていました。平成14年9月に福岡県有明海漁連も仮処分裁判を起しましたが、この問題は漁連だけでは任せられないと思っていましたところ、この裁判の話を聞き、これにかけるしかないと思って、原告になりました。

吉野 平成16年8月26日の仮処分決定についてはどのような気持ちで迎えられましたか。
古賀 やはり、こみあげてくるものはありました。2460億円の事業費をかける国家的な事業でしかも94%以上が完成しているにもかかわらず、その工事を差し止めたと言うことはすごいことだと思います。裁判所の英断だったと思います。

吉野 古賀さんの周りの漁業者の生活の状況はどのような感じですか。



INTERVIEW

古賀 いまやノリ漁業者も目先の収入を考え、目の前のことで精一杯という状況です。ノリ養殖は設備投資に相当の金額がかかる漁業なので一定の収入がないと成り立っていきません。しかも、今年からは平成12年のノリ不作の年の国からの緊急融資の返済も始まりますので、今年度も不作になると、さらに漁業をやめていく人も増えるでしょう。今や、漁業を続けるかどうかのギリギリの状況です。

吉野 現在の国（農水省）の態度についてはどのようにおもわれていますか。
古賀 仮処分の内容をよく検討もしないで、異議申し立てたことについては憤りを感じます。裁判所の判断を謙虚に受け止め、事業を中止して、早急に排水門を常時開門していただきたいと思っております。

吉野 今後弁護団にはどのようなことを期待されますか。
古賀 仮処分ですべて止めているので、次は私も申請人の1人である公害等調整委員会の原因裁定で、諫早湾干拓事業と有明海の漁業被害との因果関係の認定を勝ち取ってもらって、農水省にとどめをさして欲しいと思います。

二〇〇四年を振り返って

弁護士の足跡



Hidenori Urata

肝炎患者の動く城
18歳の少女の人生は、90歳の高齢者のような安静・療養生活に変えられてしまった。少女は普通の、平穏な人生を取り戻すため、全国各地を動き回る原告団に参加した。今年はいよいよ薬害肝炎訴訟が判決を迎えます。原告らは体調不安を抱えながら、支援を訴えて全国を回っています。皆さまのご支援をお願い申し上げます。

弁護士

浦田秀徳



Haruo Inamura

2004年の私の印象に残った出来事。
①筑豊じん肺最高裁判決で全面勝利(4月)
②中国人強制連行訴訟福岡高裁で逆転敗訴(5月)
③日弁連司法修習委員長に就任し、上行動が多くなる(4月)
④奥穂高岳・前穂高岳に登る(8月)
⑤ザルツアルクのモーツアルト生家を訪ねる(7月)
多忙ながらもとても充実した一年でした。2005年も心身を鍛えて若さを失わない中高年をめざします。

弁護士

稲村晴夫

少年院に送致されてしまった少年に会いに佐世保を訪ねました。
ちよつとやんちゃなところはありますが、お母さん思いのとても優しい少年です。「お母さんの泣く顔をもう見たくないけん。俺変わるけん。」彼の手紙にはいつもそう書いていました。自分のため、お母さんのため、彼の持つ優しさを糧に彼が今後どんな大人に成長していくのか、楽しみにしています。
さて、私も両親にはちよびつとだけ心配をかけてきましたが、その両親も還暦を迎えました。この写真は還暦お祝い旅行で写したものです。

弁護士

徳田宣子

Noriko Tokuda



最近、成年後見制度(法定後見制度と任意後見制度)を利用される方が増えてきたと感じています。法定後見制度はすでに判断する力が乏しくなった方が利用されるもの、任意後見制度は先々判断する力が劣る時に備えて利用するものです。どちらも、利用する方の財産などを守り、その方が幸せで満足な生活を送れるようにお手伝いをします。あなたも是非ご利用を考えてみられませんか。

弁護士

迫田登紀子

Tokiko Sakoda



2005
Message

STAFF NEWS

2005 WINTER

心のリフレッシュ 私のおすすめ

my favorite

私が通っているスイミングクラブ。回数に決まりがなく、何回通っても月の会費は同一料金です。

原 (田中弁護士担当)



寒くなってきました。肩こりの私です。そんな時、整体でバキバキとしてもらうと、身も心も軽くなります。

佐々木 (浦田弁護士担当)



アロマのお風呂でクラシックを聴きながらゆっくりバスタイム。身も心もゆったりします。

行田 (徳田弁護士担当)



最近、平井堅さんのCDをよく聞いています。漫んだ歌声が心をおだやかにしてくれて、とっても癒されます。

山下 (浦田弁護士担当)



糸島郡志摩町での焼物体験教室がおすすめです。かなり没頭します。リフレッシュしたい時はぜひお試しを。

川波 (吉野弁護士担当)



ノンカフェインコーヒー(紅茶もあります)。美味しく、就寝前にも飲めます。身体にも良いらしいです。

古賀 (迫田弁護士担当)



鹿児島産ねじめ枇杷茶にはまっています。ダイエット効果だけじゃなく美肌効果もあるらしいです。

藤 (迫田・田中弁護士担当)



印象に残っている本をひとつ。天童寛太「家族狩り/第1-5部」新潮文庫。家族について考えさせられます。

重松 (吉野・徳田弁護士担当)



安心院のワイナリーに行きました。ヌーボーおすすめです。杜のテラスで手作りソーセージやチーズと、いっしょに。

入江 (稲村弁護士担当)



つらい事があって落ち込んだ時には、「おたん(チース)。(まんが)がお勧めです。いつのまにか笑顔が戻ります。

原田 (稲村弁護士担当)



あなたが困っている
いろいろな問題を
解決致します。

※顧問・紛争予防に関しては別料金御相談
お受け致します。

不動産トラブル

- 不動産取引をめぐる問題
- 契約書作成をめぐる問題
- 借地・借家をめぐる問題

金銭トラブル

- 金銭の貸し・借りをめぐる問題
- 自己破産・負債整理をめぐる問題
- 代金の不払い・回収をめぐる問題
- 手形・小切手をめぐる問題

賠償問題

- 建物の建築をめぐる問題 (欠陥住宅等)
- 損害賠償をめぐる問題
- 交通事故をめぐる問題
- 保険金請求をめぐる問題
- 環境公害をめぐる問題

家族問題

- 夫婦・親子をめぐる問題
- 相続・遺言をめぐる問題

その他

- 企業倒産をめぐる問題
- マンションをめぐる問題
- 消費生活をめぐる問題
- 労働関係をめぐる問題
- 労働災害をめぐる問題
- 土地収用・反響整理をめぐる問題
- 刑事事件と人権をめぐる問題

ちくし法律事務所

☎092-925-4119

FAX092-925-4127

受付時間 9:00~17:30 土・日・祭日休み

e-mail chikushi-lo@mm.0038.net



http://www.geocities.jp/chikushi_lo/